



トップアンドコア通信

【令和2年1月31日号】

2020年4月より施行される改正民法が成立してから、事業主の方々にとって大きな懸念事項となっていた「賃金請求権の消滅時効」について、先日、「改正民法と同様に5年に延長」との閣議決定がなされました。もちろん、経過措置として「当分の間は3年」との文言が付されていますが、賃金未払訴訟の増加が予想されます。また、同時に閣議決定された労働者災害補償保険法の改正案についても、企業にとって大きな影響を与えかねない事項があります。近年の副業・兼業の広がりに合わせて「複数事業労働者」という文言が登場しました。いざ労災事故が発生したとき、自社で発生した事故でなくても双方の賃金を合算した補償を行おうというものです。今のうちに副業・兼業をする従業員の情報確認はもちろん、今一度、副業・兼業の社内制度を見直す必要があるかもしれません。

社会保険労務士法人トップアンドコアは、労務相談を得意とする事務所です。役所には聞けない労働法関連の事案についても、早期にご相談いただくことでトラブルを未然に防ぐことができます。

■ 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

収束の気配すら見えない新型コロナウイルスに関し、厚生労働省から「一般の方向け」と「企業の方向け」の2種類のQ&Aが公表されました。企業がどこまで対応すればいいのか？関連するものをいくつかご紹介いたします。

check !!

Q：湖北省へ渡航歴がある方は帰国後いつから出勤できますか？

A：14日以内に湖北省への渡航歴がある方が発熱や呼吸器症状がある場合には、

あらかじめ保健所に相談のうえ、速やかに医療機関を受診し、その指示に従ってください。

上記以外の方は、出勤を停止する必要はありません。

Q：湖北省への渡航歴がある方が新型コロナウイルスに感染した可能性があるのですが、休業手当の支払いは必要ですか？

A：（省略）医療機関の受診の結果を踏まえても、職務の継続が可能である方について、使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責めに帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

Q：労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置を講ずる必要はありますか？

A：2月1日付で新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められたことにより、労働者が新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、感染症法に基づき、都道府県知事が就業制限や入院の勧告等を行うことができることとなります。感染症法により就業制限を行う場合は、労働安全衛生法第68条の就業禁止の措置の対象とはしません。

■ パワハラ・セクハラ等防止対策に関する法改正（令和2年6月1日）

労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法など、関連する法律の改正により、ハラスメント防止対策として事業主には様々な義務が課せられます。以下の施行日にご注意ください。

1. パワーハラスメント防止対策の義務化：令和2年6月1日～

※中小企業は令和4年3月31日までは努力義務

2. セクシャルハラスメント等の防止対策強化：企業規模に関わらず、令和2年6月1日～



■「労使協定方式」の労使協定記載例 最新版が公表！

改正労働者派遣法が2020年4月1日より施行されるに伴い、多くの派遣会社で適用される「労使協定方式」の「労使協定（イメージ）」最新版が厚生労働省HPで公表されました。以前の記載例では、派遣就業する職種が1つ、かつ、1つの地域にのみ派遣する前提で記載されていたため、複数の職種や複数の地域へ派遣する派遣会社においては、作成に悩むことが多かったかと思います。

今回は、以下の事案についても記載例が示されています。

- ・一の労使協定に**複数の職種**を記載する場合
- ・職種が複数あり、かつ、**派遣先の事業所所在地が複数地域**となる可能性のある場合
- ・職種ごとに通達（または職業分類）を使い分ける場合 など

■健康保険の被扶養者/国民年金の第三号被保険者に国内居住要件の追加

健康保険法および国民年金法の改正により、令和2年4月1日より健康保険の被扶養者および国民年金第三号被保険者の要件に、国内居住要件が追加されます。原則、国内居住か否かの判断は

「住民基本台帳に登録されているかどうか（住民票があるかないか）」によりなされます。

しかし、以下の一定の場合に限り、例外が定められています。

国内居住要件の例外（海外に居住しているが被扶養者となる方）

- (1) 外国において**留学をする学生**
- (2) 外国に赴任する被保険者に同行する者
- (3) 就労以外の目的での一時的な海外渡航者
- (4) 被保険者の海外赴任期間中に当該被保険者との身分関係が生じた者で(2)と同等と認められる者
- (5) 上記の他、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

※「被扶養者（異動）届」「第3号被保険者関係届」の新様式には、上記例外に該当するか否か及び例外の理由記載欄が追加されています

■在留資格「特定技能」の受験資格が拡大（令和2年4月1日～）

2019年4月の改正入管法により新たな在留資格「特定技能」が追加され、「技能実習」として一定期間を修了した者の他、分野別の技能試験に合格することが要件とされています。技能試験は分野ごとに国内外で実施されていますが、実施国が多岐に渡るうえ、人気の分野では受験できる人数に上限が設けられるなど、希望する時期に受験することができない等の課題がありました。

令和2年4月1日以降の変更点

- ・在留資格を有している方であれば受験することができる
- ・在留資格「短期滞在」をもって日本に在留する方でも受験が可能



社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F

TEL : 03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋 7F

TEL : 052-589-8753

【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビズネスセンタービル 6F

TEL : 092-273-0503

E-mail : info@topandcore.or.jp <http://www.topandcore.com/>

